

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和4年度）

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

事業者名 札幌市交通局
代表者名 交通事業管理者 交通局長 中田 雅幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
南北線5000形車両 表示器更新	南北線5000形車両の3色LED車内案内表示器及び正面行先表示器を、CUD認証を取得したフルカラーLEDの表示器へ更新する。(2017年度～2022年度)	4編成の更新を完了(全編成完了)
東西線8000形車両 表示器更新	東西線8000形車両の3色LED車内案内表示器及び正面行先表示器を、CUD認証を取得したフルカラーLEDの表示器へ更新する。(2019年度～2024年度)	2編成の更新を完了した。(継続)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

回答対象外

(3) 報告書の公表方法

札幌市交通局ホームページに掲載

(4) その他

中期的な対応方針に記載された事項については、札幌市交通事業経営計画【令和元～10年度(2019～2028年度)】に基づき実施する。

(令和4年度)

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	64 368 編成 (両)	64 368 編成 (両)	64 編成	0 編成	0 編成	64 編成	64 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	64 368 編成 (両)	64 368 編成 (両)	64 編成	0 編成	0 編成	64 編成	64 編成

(令和4年度)

追加調査様式(令和4年度)

平成15年4月16日付
国鉄業第7号、国鉄技第18号
に係る報告様式

事業者名 札幌市交通局

事業者名 札幌市交通局

(令和5年3月31日現在)

(令和5年3月31日現在)

(令和5年3月31日現在)

改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	案内装置のある編成数(令和2年4月施行前の基準への適合状況)
64 編成 368 (両)	64 編成 368 (両)	64 編成	64 編成	64 編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
64 編成 368 (両)	64 編成 368 (両)	64 編成	64 編成	64 編成

乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備のある編成数	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(連続)	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(予告)
64 編成	0 編成	64 編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
64 編成	0 編成	64 編成

第32条第8項以外、移動等円滑化基準に適合するもの	運行情報提供設備のある編成数
0 編成 0 (両)	0 編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
0 編成 0 (両)	0 編成

(令和5年3月31日現在)

(令和8年3月31日見込み)

車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合している編成数(令和5年4月施行の基準への適合状況)		通勤型(短距離)鉄道・地下鉄において、1車両に1以上の車椅子スペースを設置している編成数(両)		改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和2年4月施行の基準への適合状況)		改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和5年4月施行の基準への適合状況)		車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行の基準への適合状況)		車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和5年4月施行の基準への適合状況)		案内装置のある編成数(両)	
64	編成(両)	20	編成(両)	64	編成(両)	64	編成(両)	64	編成	64	編成	64	編成(両)
368	編成(両)	80	編成(両)	368	編成(両)	368	編成(両)	編成	編成	編成	編成	368	編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成	編成		編成(両)
64	編成(両)	20	編成(両)	64	編成(両)	64	編成(両)	64	編成	64	編成	64	編成(両)
368	編成(両)	80	編成(両)	368	編成(両)	368	編成(両)	編成	編成	編成	編成	368	編成(両)

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	